

財務データ

■ 貸借対照表	43
---------	----

■ 損益計算書	48
---------	----

■ 剰余金処分計算書	48
------------	----

■ 自己資本の充実の状況	49
--------------	----

■ 債権管理の状況	66
-----------	----

■ 預金に関する指標	68
------------	----

- 預金種類別内訳
 - 定期預金の固定金利・変動金利別内訳
 - 預金者別内訳
 - 財形貯蓄残高
-

■ 貸出金等に関する指標	69
--------------	----

- 貸出金科目別内訳
 - 貸出金の固定金利・変動金利別内訳
 - 貸出金担保種類別内訳
 - 貸出金貸出先別・業種別内訳
 - 貸出金使途別内訳
 - 預貸率
 - 債務保証見返勘定の担保種類別内訳
-

■ 会員・出資金等に関する指標	70
-----------------	----

- 会員数内訳
 - 公共債窓販実績
 - 投資信託販売実績
 - 内国為替取扱実績
-

■ 有価証券に関する指標	71
--------------	----

- 残高に関する情報
 - 時価に関する情報
 - 金銭の信託の時価情報
 - 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等
-

■ 連結情報

- 当金庫は、連結対象となる会社等を保有していないため、連結情報はありません。

貸借対照表

■ 資産の部

(单位：千元)

[illegible]

■ 負債の部及び純資産の部

(单位：千元)

科 目	2024年度 (2025年3月31日現在)	2023年度 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	817,639,550	823,175,475
当座預金	292,333	441,743
普通預金	372,195,374	362,700,288
貯蓄預金	1,084,422	1,095,434
通知預金	—	—
別段預金	908,883	538,452
納税準備預金	—	—
定期預金	443,158,537	458,399,557
定期積金	—	—
その他の預金	—	—
譲渡性預金	5,550,000	3,412,600
借入金	30,000,000	30,000,000
借入金	30,000,000	30,000,000
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	1,331,194	1,448,712
未決済為替借	9,073	5,317
未払費用	454,640	359,723
給付補填備金	—	—
未払法人税等	178,728	223,981
前受収益	1,658	1,462
払戻未済金	2,383	3,357
払戻未済持分	530	1,466
先物取引(受入証拠金)	—	—
先物取引(産金勘定)	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
リース債務	—	11,696
資産除去債務	27,090	27,035
その他の負債	657,090	814,672
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	200,884	193,079
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	1,432,980	1,973,121
役員退職慰労引当金	63,249	46,513
睡眠預金払戻損失引当金	29,116	1,036
債務保証損失引当金	48	79
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	131,473	128,221
債務保証	54,166	73,897
負債の部合計	856,432,665	860,452,738
(純資産の部)		
出資金	4,001,225	4,003,608
普通出資金	4,001,225	4,003,608
優先出資金	—	—
優先出資金申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	34,814,271	34,180,378
利益準備金	4,059,177	4,059,177
その他利益剰余金	30,755,094	30,121,201
特別積立金	28,638,500	27,898,500
(特別積立金)	(2,372,000)	(2,372,000)
(機械化積立金)	(9,270,000)	(8,870,000)
(金利変動等準備積立金)	(9,020,000)	(9,020,000)
(配当準備積立金)	(490,000)	(490,000)
(経営基盤強化積立金)	(6,765,000)	(6,425,000)
(社会福祉施設創設積立金)	(350,000)	(350,000)
(福祉事業対策積立金)	(221,500)	(221,500)
(店舗整備積立金)	(120,000)	(120,000)
(周年記念行事積立金)	(30,000)	(30,000)
当期未処分剰余金	2,116,594	2,222,701
処分未済持分	△59	△95
自己優先出資	—	—
自己優先出資金申込証拠金	—	—
会員勘定合計	38,815,437	38,183,891
その他有価証券評価差額金	△3,740,121	726,199
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	291,312	294,564
評価・換算差額等合計	△3,448,809	1,020,764
純資産の部合計	35,366,628	39,204,656
負債及び純資産の部合計	891,799,293	899,657,394

《貸借対照表の注記》

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 7年～50年
その他 3年～20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

- (1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理
- (2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理

（追加情報）

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用389,747千円（退職給付債務の減少）が発生し、当事業年度に退職給付費用として△27,794千円を費用処理しております。

11. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 債務保証損失引当金の計上基準

債務保証損失引当金は、保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

14. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

16. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 6,357,424千円
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

211,858千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

- 千円

19. リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,075,040千円、危険債権額は1,291,998千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

21. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は136,394千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

22. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額は24,868千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,528,301千円です。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

24. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

定期預け金 49,074,900千円

担保資産に対応する債務

預金 1,532千円

借入金 30,000,000千円

25. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額765,829千円

26. 出資1口当たりの純資産額 8,839円08銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務統括部により行われ、また、定期的に経営陣に報告しているほかALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用リスクの状況については、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しており、リスク管理部がチェックしております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引要領に基づき実施することとしております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（貸出金・預金積金・預け金は保有期間240日、信託区間99％、観測期間240営業日、有価証券は保有期間120日、信託区間99％、観測期間240営業日）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,183,969千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。
（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	225,406,036	224,772,367	△633,668
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	900,000	837,054	△62,946
その他有価証券	120,974,286	120,974,286	－
(3) 貸出金	520,461,853		
貸倒引当金（*）	△197,628		
	520,264,225	523,723,393	3,459,167
金融資産計	867,544,548	870,307,101	2,762,553
(1) 預金積金	817,639,550	816,715,174	△924,376
(2) 借入金	30,000,000	30,000,000	－
金融負債計	847,639,550	846,715,174	△924,376

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式及び上場投資信託は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*）	23,535
労働金庫連合会出資金（*）	5,900,000
合 計	5,923,535

（*）非上場株式及び労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	81,766,700	135,909,200	800,000	－
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	600,000	300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1,448,560	20,943,760	39,795,200	55,699,040
貸出金（*）	41,780,719	114,822,312	110,624,803	246,586,380
合 計	124,995,979	271,675,272	151,820,003	302,585,420

（*）貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めていません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	616,534,300	195,280,467	5,824,783	－
借入金	30,000,000	－	－	－
合 計	646,534,300	195,280,467	5,824,783	－

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等の有価証券が含まれています。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有していません。

(2) 満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	900,000	837,054	△62,946
	小計	900,000	837,054	△62,946
合 計		900,000	837,054	△62,946

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有していません。

(4) その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	3,549,395	2,339,345	1,210,050
	債券	1,004,850	1,000,947	3,902
	国債	504,750	500,947	3,802
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	500,100	500,000	100
	その他	10,446,094	6,947,249	3,498,845
	小計	15,000,340	10,287,542	4,712,797
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	90,246	103,448	△13,201
	債券	102,298,733	111,941,677	△9,642,944
	国債	40,142,840	46,647,191	△6,504,351
	地方債	2,838,300	3,046,293	△207,993
	短期社債	—	—	—
	社債	59,317,593	62,248,192	△2,930,599
	その他	3,584,966	3,857,966	△272,999
	小計	105,973,946	115,903,092	△9,929,146
合 計		120,974,286	126,190,635	△5,216,348

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当取引はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	111,097	—	37,456
債券	1,668,185	—	345,194
国債	1,668,185	—	345,194
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,817,979	453,946	22,363
合 計	3,597,262	453,946	405,013

32. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

33. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は94,638,356千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は29,654,719千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち64,983,636千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	405,533千円
減価償却費	114,150
賞与引当金	55,444
その他有価証券評価差額金	1,476,226
その他	148,247
繰延税金資産小計	2,199,601
評価性引当額	△102,878
繰延税金資産合計	2,096,722

繰延税金負債	
その他	574
繰延税金負債合計	574

繰延税金資産の純額 2,096,148千円

36. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.3%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は12,900千円増加し、その他有価証券評価差額金は36,514千円増加し、法人税等調整額は12,900千円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は3,252千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

37. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 197,628千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「8.貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「団体大口貸出先の将来の返済見通し」であります。「団体大口貸出先の将来の返済見通し」は、債務者の支払能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

団体大口貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

以 上

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
経常収益	9,850,553	9,627,799
資金運用収益	8,554,544	8,491,408
貸出金利息	6,100,351	5,955,755
預け金利息	850,623	765,945
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,264,374	1,152,434
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	339,195	617,272
役務取引等収益	610,216	621,578
受入為替手数料	98,992	96,597
その他の役務収益	511,224	524,981
その他業務収益	398,265	460,436
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売却益	—	—
国債等債券売却益	174,284	116,555
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	223,980	343,880
その他経常収益	287,526	54,375
貸倒引当金戻入益	397	23,628
償却債権取立益	60	60
株式等売却益	279,661	26,543
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	7,406	4,143
経常費用	8,620,427	8,315,849
資金調達費用	262,547	107,748
預金利息	261,402	107,648
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	1,117	76
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	28	24
役務取引等費用	1,714,576	1,617,063
支払為替手数料	330,023	326,549
その他の役務費用	1,384,552	1,290,513
その他業務費用	379,246	404,449
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	367,557	403,909
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	11,689	540
経費	6,182,897	6,158,607
人件費	3,426,120	3,434,895
物件費	2,480,168	2,446,780
税金	276,608	276,931
その他経常費用	81,158	27,979
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	72	—
株式等売却損	37,456	—
株式等償却	—	12,540
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	6,213	4,047
退職手当金	—	1,796
その他の経常費用	37,416	9,595
経常利益	1,230,126	1,311,949
特別利益	7,664	—
固定資産処分益	7,664	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	42,127	20,318
固定資産処分損	2,412	3,237
減損損失	39,714	17,080
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	1,195,663	1,291,631
法人税、住民税及び事業税	245,027	278,761
法人税等調整額	36,803	27,926
法人税等合計	281,831	306,688
当期純利益	913,832	984,942
繰越金（当期首残高）	1,202,761	1,237,758
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,116,594	2,222,701

《損益計算書の注記》

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益金額 229円54銭

3. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下のとおり資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
旧越前連絡所	遊休資産	土地・建物
旧鯖江連絡所	遊休資産	土地

当金庫は、営業用店舗単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）ごとに収支の把握を行っていることから、これをグルーピングの単位とし、遊休資産についてはこれを独立した単位として取り扱っております。また、本部及びこれに附属する機関については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産である旧越前連絡所及び旧鯖江連絡所については正味売却価額が簿価を下回っており、減損損失を認識したものであります。

これにより、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（39,714千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、遊休資産土地38,776千円、遊休資産建物938千円です。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

4. 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以上

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2024年度 (総会承認日 2025年6月25日)	2023年度 (総会承認日 2024年6月25日)
当期末処分剰余金	2,116,594,396	2,222,701,222
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	917,090,416	1,019,939,293
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 77,093,052	(年2%) 79,941,820
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分置に対する配当金	139,997,364	199,997,473
特別積立金	700,000,000	740,000,000
特別積立金	—	—
金利変動等準備積立金	—	—
機械化積立金	700,000,000	400,000,000
配当準備積立金	—	—
経営基盤強化積立金	—	340,000,000
繰越金（当期末残高）	1,199,503,980	1,202,761,929

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2025年5月27日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）の監査を受け、2025年5月27日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の第24回通常総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月26日
北陸労働金庫

理事長 西田 満明

自己資本の充実の状況

1 自己資本比率（国内基準）

当期末（2024年度末）	前期末（2023年度末）
9.12%	8.44%

（注）当金庫は、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自己資本比率を算定しています。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています（以下、「第3の柱告示」といいます。）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」を適用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額^(注1) - コア資本に係る調整項目の額^(注2)）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額^(注3) + （マーケット・リスク相当額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額）} \times 12.5^(注4)} \times 100$$

（注1）出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

（注2）無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

（注3）資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関間連エクスポージャーの額の合計額

（注4）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法 …… 細分化されたリスク・ウェイトを資産の額ならびにオフ・バランス取引ならびに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンがLTV比率の区分に応じて20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

LTV（Loan to Value）比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

② マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③ オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

（注）標準的計測手法 … BIC（事業規模要素）× ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は9.12%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

2 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	38,598	37,903
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,001	4,003
うち、利益剰余金の額	34,814	34,180
うち、外部流出予定額（△）	217	279
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	136	130
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	136	130
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	38,735	38,034
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	42	49
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	42	49
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	289
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10％基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15％基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	42	338
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	38,692	37,695
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	410,684	432,644
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	-	
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	13,308	13,841
信用リスク・アセット調整額		-
フロア調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	423,992	446,485
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	9.12	8.44

●「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しております。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

●「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。

●「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

●「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

●「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうさんの取引から生ずることはありません。

●「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
- (2) 機械化積立金
- (3) 配当準備積立金
- (4) 経営基盤強化積立金
- (5) 社会福祉施設創設積立金
- (6) 福祉事業対策積立金
- (7) 店舗整備積立金
- (8) 周年記念行事積立金

「剰余金」は、当期純利益と前期繰越金を合計したもので剰余金処分案に基づき、特別積立金、繰越金及び出資配当金とするものです。

●「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

●「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

●「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。一般貸倒引当金は、貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

●「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

●「コア資本に係る調整項目」とは

損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

●「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

●「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、譲渡収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

●「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

●「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

●「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

●「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

●「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載していません。

●「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

●「オペレーショナル・リスク相当額」とは

前期末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

当期末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

（注1）基礎的手法 ……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

（注2）標準的計測手法 …BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3 定性的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当期末（2024年度末）の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	① 発行主体：北陸労働金庫
	② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：40億1百万円

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

●現在の自己資本の充実状況について

当金庫の当期末（2024年度末）の自己資本比率は9.12%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、各種リスクを定期的に計測して、これらのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることを確認しています。

●将来の自己資本の充実策

当金庫では、3ヵ年の中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として、毎年度の事業計画及び金融環境等を踏まえた「リスク管理方針」を策定し、理事会で審議して決定しています。また、融資商品・制度に係る要領などや、審査・管理の向上に向けた研修を定期的を実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

なお、信用リスクの管理状況や個別貸出案件の審査体制については、「リスク管理の態勢 個別リスクへの対応」の項にて記載しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当規則」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権 …… 一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権 …………… 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権 … 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定

エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、以下を信用リスク削減手法として用いています。

- ・適格金融資産担保 …………… 当金庫では、「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。
- ・保証 …………… 当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている政府関係機関及び地方三公社等に対する政府・地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。
- ・クレジット・デリバティブ …… クレジット・デリバティブの取り扱いはありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、該当する取引の取り扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、該当する取引の取り扱いはありません。

(7) CVAリスクに関する事項

当金庫では、CVAリスク相当額の算出対象となる取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する「リスク管理方針」のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続等の基本事項を定めた「リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク管理部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及び今後の対応については、定期的にオペレーショナル・リスク管理委員会で協議しています。また、重要事項については経営会議及び理事会に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しています。

（注）標準的計測手法……BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

ロ BIの算出方法

BI（事業規模指標 Business Indicator）は、ILDC（金利要素 Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素 Services Component）、FC（金融商品要素 Financial Component）により算出しています。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額になります。なお、各項目は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素 Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

ハ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。

(10) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、労働金庫連合会への出資のほか、経営体力に見合った限度内で、株式等（上場投資信託含む）を保有しています。

株式等の投資対象や投資金額については、半期ごとに策定する「資金運用方針」で設定しており、「資金運用方針」はALM委員会及び資金運用委員会で協議し、理事会で承認されています。

保有する株式等のうち、時価のあるものについては、日々時価を把握し、リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により計測して、価格変動リスクが経営体力に比して過大とならないように努めています。

会計処理については、当金庫の内部規定及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に行っています。

(11) 金利リスクに関する事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリン

グを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的にALM委員会へ報告し、協議しています。また、理事会に対しても定期的に報告しています。金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは Δ EVE及び Δ NIIを月次ベースで計測しています。

ロ 金利リスクの算定手法の概要

1. 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.150年です。
 - (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
 - (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
 - (4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
住宅ローン期限前返済は、任意繰上実績値より求めたPSJモデルを反映し、計測しています。
定期預金の早期解約は、実績TDDR（定期性預金中途解約率）を反映し、計測しています。
 - (5) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - (6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - (7) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく乖離した場合、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは10,234百万円であり、前期末比1,551百万円の変動となっています。
 - (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 Δ EVEの計測値は、自己資本対比で26.449%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - (1) 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaRをリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - (2) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
VaRは、有価証券の保有期間を120日（約6カ月）、預金・貸出金・預け金等の保有期間を240日（約1年）とし、信頼区間99%、観測期間240日（約1年）の条件のもとで分散共分散法により算出しています（いずれの日数も営業日ベース）。

4 定量的開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	当期末（2024年度末）		前期末（2023年度末）	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	410,684	16,427	432,644	17,305
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	404,701	16,188	432,636	17,305
ソブリン向け (注4)	10	0	10	0
金融機関向け	46,061	1,842	50,600	2,024
法人等向け	29,095	1,163	26,843	1,073
中堅中小企業等向け及び個人向け	105,065	4,202	262,228	10,489
抵当権付住宅ローン	185,361	7,414	48,554	1,942
事業用不動産関連向け	—	—	700	28
延滞エクスポージャー (注5)	2,857	114	741	29
その他 (注6)	36,249	1,449	42,958	1,718
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
(うち再証券化)	(—)	(—)	(—)	(—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	5,983	239	7	0
ルック・スルー方式 (注8)	5,983	239	7	0
マンドート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%) (注11)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注12)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注14) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (C)	13,308	532	13,841	553
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	423,992	16,959	446,485	17,859

- (注) 1. リスク・アセットとは、資産（債務保証見返を除く）にその種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「法人等向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しています。また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・アセットを計算することとなっています。なお、債務保証見返はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末（2023年度末）については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としています。
6. 「その他」は、「取立未済手形」、「株式等」などです。前期末（2023年度末）の「その他」は、取立未済手形、出資金、オフ・バランス取引などです。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。この場合は、以下の「ルック・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
14. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

15. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。
 前期末（2023年度末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 （注1）基礎的手法 ……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。
 当期末（2024年度末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、I L Mを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
 （注2）標準的計測手法 ……B I C（事業規模要素）× I L M（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

（単位：百万円）

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	13,308	13,841
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	532	553
B I の額	8,872	
B I C の額	1,064	
I L M の値	1	

(2) 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

①地域別

（単位：百万円）

地域 区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末
国内	888,629	897,296	520,516	501,067	116,672	114,536	-	-	842	6,557	250,598	275,135	2,533	536
国外	217	439	-	-	215	434	-	-	-	-	1	4	-	-
合 計	888,847	897,736	520,516	501,067	116,888	114,971	-	-	842	6,557	250,599	275,140	2,533	536

②業種別

（単位：百万円）

業種 区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末
製造業	21,814	22,292	-	-	20,786	21,202	-	-	-	-	1,028	1,089	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	3,106	3,106	-	-	3,102	3,102	-	-	-	-	3	4	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5,326	4,722	-	-	5,312	4,711	-	-	-	-	13	10	-	-
情報通信業	2,704	2,375	-	-	2,304	2,005	-	-	-	-	399	369	-	-
運輸業、 郵便業	4,057	3,911	-	-	4,000	3,900	-	-	-	-	56	10	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、 飲食サービス業	5,562	5,412	-	-	5,207	5,209	-	-	-	-	354	203	-	-
金融業、 保険業	255,371	279,239	-	-	15,275	14,797	-	-	-	-	240,096	264,441	-	-
不動産業、 物品賃貸業	7,779	5,537	-	-	7,714	5,525	-	-	-	-	64	11	-	-
医療、福祉	367	487	55	75	311	410	-	-	-	-	0	0	-	-
サービス業	1,992	1,948	289	245	1,700	1,700	-	-	-	-	2	2	-	-
国・地方 公共団体	60,706	63,789	9,481	11,304	51,172	52,403	-	-	-	-	51	81	-	-
個人	510,946	489,782	510,689	489,442	-	-	-	-	-	-	256	339	2,533	536
その他	9,112	15,131	-	-	-	-	-	-	842	6,557	8,269	8,574	-	-
合 計	888,847	897,736	520,516	501,067	116,888	114,971	-	-	842	6,557	250,599	275,140	2,533	536

③残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 期間区分												
	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付けとする資産 (ファンド等)		その他の 資産等 (注2)	
	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末	当期末 2024 年度末	前期末 2023 年度末
期間の定めのないもの	37,967	46,735	6,665	6,698	—	—	—	—	842	6,557	30,459	33,478
1年以下	127,015	116,450	41,763	41,038	1,823	3,533	—	—	—	—	83,428	71,878
1年超3年以下	168,060	177,987	60,926	59,900	8,969	4,555	—	—	—	—	98,164	113,531
3年超5年以下	103,108	119,826	53,934	52,602	11,427	11,773	—	—	—	—	37,746	55,450
5年超10年以下	151,279	141,231	110,632	107,150	39,847	33,280	—	—	—	—	800	800
10年超	301,415	295,504	246,594	233,677	54,820	61,827	—	—	—	—	—	—
合 計	888,847	897,736	520,516	501,067	116,888	114,971	—	—	842	6,557	250,599	275,140

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、未決済為替貸、前払費用、未収利息、出資金、株式、仮払金、有形・無形固定資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
4. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	当期 (2024年度)	130	136	—	130	136
	前期 (2023年度)	179	130	—	179	130
個別貸倒引当金	当期 (2024年度)	67	60	—	67	60
	前期 (2023年度)	56	67	13	42	67
合 計	当期 (2024年度)	198	197	—	198	197
	前期 (2023年度)	235	198	13	221	198

用語の解説

●「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

●「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

ハ 個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

①業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	当期 2024 年度	前期 2023 年度	当期 2024 年度	前期 2023 年度	当期 2024 年度	前期 2023 年度	当期 2024 年度	前期 2023 年度	当期 2024 年度	前期 2023 年度	当期 2024 年度	前期 2023 年度
製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	67	56	60	67	－	13	67	42	60	67	－	13
その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	67	56	60	67	－	13	67	42	60	67	－	13

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

二 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
当期末（2024年度）

（単位：百万円）

	CCF ^(注2) ・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 ^(注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	6,900	0	6,900	0	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47,194	0	47,194	0	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	217	0	217	0	0	0%
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0%
我が国の地方公共団体向け	12,646	0	12,646	0	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0%
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0%
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0%
我が国の政府関係機関向け	1,620	0	1,620	0	10	1%
地方三公社向け	648	0	648	0	0	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	229,151	0	229,151	0	46,061	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,702	0	1,702	0	480	28%
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	44,602	834	44,602	132	18,028	40%
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0%
中堅中小企業等向け及び個人向け	138,134	93,858	138,134	28,880	105,065	63%
トランザクター向け	0	25,028	0	2,502	1,126	45%
不動産関連向け	370,516	0	370,516	0	185,361	50%
自己居住用不動産等向け	370,516	0	370,516	0	185,361	50%
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0%
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0%
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0%
ADC向け	0	0	0	0	0	0%
劣後債権及びその他資本性証券等	11,067	0	11,067	0	11,067	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	663	0	663	0	995	150%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,862	0	1,862	0	1,862	100%
取立未済手形	134	0	134	0	26	20%
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0%
株式等	3,309	0	3,309	0	3,309	100%
合 計					371,788	

- （注）1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額（完全実施ベース）を記載しています。
6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前期末（2023年度末）については記載していません。

ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
当期末（2024年度）

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	6,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47,194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	12,646	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	1,519	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	226,838	0	2,311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	301	0	1,401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	0	0	16,493	0	0	0	0	0	0	0	0	25,692	0	0	0
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502	0	0	0	0
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502	0	0	0	0
不動産関連向け	0	0	0	29,926	19,426	62,779	199	24,030	368	33,417	0	0	32,688	0	0	185
自己居住用不動産等向け	0	0	0	29,926	19,426	62,779	199	24,030	368	33,417	0	0	32,688	0	0	185
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	0	0	0	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	69,126	100	0	273,392	19,426	65,090	199	24,030	368	33,417	0	2,502	58,381	0	0	185

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF (注1)・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,900
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47,194
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,646
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,620
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	648
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229,151
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,702
カバード・ボンド向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	0	2,416	0	0	0	0	132	0	0	0	0	0	0	0	0	44,734
特定貸付債権向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	164,312	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	167,015
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502
不動産関連向け	167,461	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	370,516
自己居住用不動産等向け	167,461	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	370,516
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,067	0	0	0	11,067
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	663	0	0	0	663
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	1,862	0	0	0	0	0	0	0	0	1,862
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,309	0	0	3,309
合 計	167,461	166,760	0	0	0	0	2,194	0	0	0	0	11,730	3,309	0	0	897,681

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前期末（2023年度末）については記載していません。

ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

①リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

前期末（2023年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額		
	格付有り	格付無し	合 計
0%	51,744	21,138	72,882
10%	100	1	101
20%	13,111	251,580	264,692
35%	－	138,734	138,734
50%	33,436	11	33,448
75%	－	349,689	349,689
100%	8,375	20,194	28,569
150%	－	430	430
200%	－	－	－
250%	6,160	3,027	9,188
1,250%	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	112,928	784,807	897,736

- （注）1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

②標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF（注1）・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 （注2）	資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	451,737	0	0%	451,737
40%～70%	259,446	25,028	10%	261,949
75%	140,382	68,830	38%	166,760
80%	0	0	0%	0
85%	0	0	0%	0
90%～100%	2,062	834	16%	2,194
105%～130%	0	0	0%	0
150%	11,730	0	0%	11,730
250%	3,309	0	0%	3,309
400%	0	0	0%	0
1,250%	0	0	0%	0
その他	0	0	0%	0
合 計	868,668	94,692	31%	897,681

- （注）1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前期末（2023年度末）については記載していません。

(3) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保 (注1)		保 証		クレジット・デリバティブ	
	当期末 (2024年度)	前期末 (2023年度)	当期末 (2024年度)	前期末 (2023年度)	当期末 (2024年度)	前期末 (2023年度)
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	887	916	2,168	2,177	－	－
ソブリン向け	－	－	1,519	1,532	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	90	95	648	644	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	795	821	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー (注2)	0	0	－	－	－	－

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

該当する取引の取り扱いはありません。

ロ 与信相当額等

該当する取引の取り扱いはありません。

ハ クレジット・デリバティブの想定元本額

該当する取引の取り扱いはありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

オリジネーターとしての証券化取引につきまして、該当はありません。

ロ 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

投資家としての証券化取引につきまして、該当はありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)		前期末 (2023年度末)	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	13,761	13,761	13,523	13,523
非上場株式等	23	－	23	－
その他	5,900	－	5,900	－
合 計	19,684	13,761	19,447	13,523

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場投資信託を含んでいます。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)
売却益	285	39
売却損	59	45
償却	－	12

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
評価損益	3,559	4,944

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
評価損益	－	－

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,916	1,054
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

イ 金利リスク量

(単位：百万円)

	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)
VaR	3,750	5,415

ロ IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,234	11,785	855	790
2	下方パラレルシフト	0	0	63	339
3	スティープ化	611	1,685		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,234	11,785	855	790
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	38,692		37,695	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「3. 定性的開示事項 (11) 金利リスクに関する事項 ロ金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。
5. 単位未満を四捨五入しています（自己資本の額については単位未満の端数を切り捨てて記載）。

債権管理の状況

■労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権（労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロ）

2024年度末の開示債権合計は25億28百万円で、総与信残高5,207億74百万円に占める割合（開示債権比率）は0.49%となっています。

開示債権の内訳は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」が10億75百万円、「危険債権」が12億92百万円、「要管理債権」が1億61百万円（うち、「三月以上延滞債権」が1億36百万円、「貸出条件緩和債権」が25百万円）となっています。開示債権合計25億28百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が24億55百万円となっています。また、「貸倒引当金」を63百万円引き当てています。その結果、保全額は25億18百万円となり、開示債権合計の99.61%をカバーしています。

（単位：百万円）

区 分	2024年度末	2023年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,075	773
危険債権	1,292	1,312
要管理債権	161	350
三月以上延滞債権	136	170
貸出条件緩和債権	25	180
小 計 (A)	2,528	2,435
保全額 (B)	2,518	2,488
担保・保証等による回収見込み額	2,455	2,353
貸倒引当金	63	135
保全率 (B) / (A) (%)	99.61%	100%
正常債権 (C)	518,246	498,984
総与信残高 (D) = (A) + (C)	520,774	501,419
総与信残高に占める割合 (A) / (D) (%)	0.49%	0.49%

（注）1.金額は決算後（償却後）の計数です。

2.金額は単位未満を四捨五入しています。比率は千円単位で算出のうえ小数点第3位以下を四捨五入しています。

用語の解説

●「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

●「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

●「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

●「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

●「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

●「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

●「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

●「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

■資産査定に係る各種基準の比較と償却・引当基準

当金庫の「資産査定の債務者区分」、「償却・引当基準」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」、「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると、以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分			ろうきんの償却・引当基準				労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権		
区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	処理 基準	区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)
対象債権	総与信（償却前）		対象債権	総与信（償却前）			対象債権	総与信（ただし要管理債権は貸出金のみ）	
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定規程類		定義 債務者区分	労働金庫の資産査定規程類			定義 債権区分	労働金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	73	破綻先	Ⅳ分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	0		破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権	1,075
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥ると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	1,001	実質破綻先	Ⅳ分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。	54				
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,291	破綻懸念先	Ⅲ分類 予想損失額を個別貸倒引当金に繰り入れる。	5		危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	1,292
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	3,292	要注意先	Ⅱ分類 予想損失率等により一般貸倒引当金に繰り入れる。	2		要管理債権（債権単位）		161
			要管理先				三月以上延滞債権	元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金	136
			要管理債権				貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金	25
			要管理債権以外（注1）						
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	505,632	正常先	Ⅱ分類 同上	78		正常債権（注2）	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権	518,246
その他	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権	9,482	その他	－					

（注1）要管理先に対する総与信のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権を除いた債権が、これに該当します。

（注2）要管理先に対する総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

※「資産査定の債務者区分」及び「ろうきんの償却・引当基準」については、単位未満を切り捨てて記載しています。

※「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」については、単位未満を四捨五入して記載しています。

* 「分類」とは

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
分類	非分類	全ての債権額	優良保証、優良担保の処分可能見込額	同左	同左
	Ⅱ分類	優良保証、優良担保の処分可能見込額で保全されていない部分	一般保証の回収可能額、一般担保の処分可能見込額など	同左	同左
	Ⅲ分類		上記の分類以外の部分	担保評価額と処分可能見込額との差額	同左
	Ⅳ分類			上記分類以外の回収見込のない部分	同左

※「破綻先」のⅡ分類には、民事再生法適用先における再生計画認可決定後の「弁済計画による返済見込部分」が該当します。また、同Ⅳ分類には、「再生計画に基づき生じた切捨債権」が該当します。

預金に関する指標

■ 預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
流動性預金	375,303	357,341
定期性預金	451,019	465,972
譲渡性預金	5,214	3,485
その他の預金	－	－
合 計	831,536	826,799

■ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
固定金利定期預金	440,583	455,506
変動金利定期預金	106	123
その他の預金	2,468	2,768
合 計	443,158	458,399

■ 預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度		2023年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団体会員	759,420	92.87	764,587	92.88
民間労働組合	301,965	36.93	305,099	37.06
民間以外の労働組合及び公務員の団体	157,704	19.28	162,096	19.69
消費者生活協同組合及び同連合会	10,162	1.24	9,407	1.14
その他の団体	289,588	35.41	287,984	34.98
（うち間接構成員）	(698,142)	(85.38)	(699,144)	(84.93)
個人会員	1,170	0.14	1,256	0.15
国・地方公共団体・非営利法人	2,068	0.25	905	0.10
一般員外（a）	54,979	6.72	56,426	6.85
合 計	817,639	100.00	823,175	100.00

□ 一般員外預金比率

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度	2023年度
一般員外譲渡性預金（b）	5,500	2,800
一般員外預金計（c）：（上表の（a）＋（b））	60,479	59,226
譲渡性預金を含む総預金残高（d）	823,189	826,588
一般員外預金比率（c）／（d）×100	7.34	7.16

■ 財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2024年度		2023年度	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一般財形	89,965	10.92	92,489	11.18
財形年金	24,385	2.96	25,608	3.09
財形住宅	5,450	0.66	6,023	0.72
合 計	119,800	14.55	124,121	15.01

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
手形貸付	99	121
証書貸付	502,404	481,392
当座貸越	6,827	6,797
割引手形	－	－
合 計	509,331	488,311

貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
固定金利貸出金	460,595	451,817
変動金利貸出金	59,866	49,176
合 計	520,461	500,993

（注）手形貸付・当座貸越は、固定金利貸出金に含めています。

貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
当金庫預金積金	886	915
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	239,731	257,681
その他	－	－
小計	240,617	258,597
保証	267,951	229,038
信用	11,892	13,358
合 計	520,461	500,993

貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2024年度		2023年度	
		金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金		6	0.00	－	－
生活資金		72,083	13.84	68,434	13.65
	カードローン	5,173	0.99	5,101	1.01
	教育ローン	13,927	2.67	13,909	2.77
	その他	52,983	10.18	49,423	9.86
福利共済資金	運営資金	5,172	0.99	6,267	1.25
	設備資金	4,593	0.88	5,283	1.05
生協資金	運営資金	－	－	－	－
	設備資金	－	－	－	－
住宅資金	一般住宅資金	438,605	84.27	421,007	84.03
	住宅事業資金	－	－	－	－
合 計		520,461	100.00	500,993	100.00

預貸率

（単位：％）

項 目	2024年度	2023年度
預貸率（期 末 値）	63.22	60.60
預貸率（期中平均値）	61.25	59.06

（注）期中平均値は平均残高より算出しています。

貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2024年度		2023年度	
		金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合		225,384	43.30	220,163	43.94
民間以外の労働組合及び公務員の団体		51,978	9.98	51,665	10.31
消費生活協同組合及び同連合会		976	0.18	910	0.18
その他の団体		230,211	44.23	214,159	42.74
〈うち間接構成員〉		508,261	97.65	486,653	97.13
個人会員		171	0.03	218	0.04
会員等計		508,722	97.74	487,117	97.23
預金積金担保貸出		54	0.01	61	0.01
その他		11,685	2.24	13,815	2.75
業 種 別 内 訳	製造業	－	－	－	－
	農業、林業	－	－	－	－
	漁業	－	－	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
	建設業	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
	情報通信業	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	－	－	－	－
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－
	医療、福祉	1	0.00	1	0.00
	サービス業	－	－	－	－
	国・地方公共団体	9,481	1.82	11,304	2.25
	個人	2,202	0.42	2,509	0.50
	その他	－	－	－	－
会員外計		11,739	2.25	13,876	2.76
合 計		520,461	100.00	500,993	100.00

債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2024年度	2023年度
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小 計	－	－
保証	－	－
信用	54	73
合 計	54	73

■ 会員数内訳

項 目	2024年度			2023年度		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,663	3,881,240	97.00	1,712	3,875,593	96.80
民間労働組合	942	2,391,346	59.76	967	2,391,617	59.73
民間以外の労働組合及び公務員の団体	184	594,807	14.86	185	594,812	14.85
消費生活協同組合及び同連合会	31	167,851	4.19	32	167,851	4.19
その他の団体	506	727,236	18.17	528	721,313	18.01
個人会員	5,599	119,926	2.99	5,802	127,920	3.19
その他	－	59	0.00	－	95	0.00
合 計	7,262	4,001,225	100.00	7,514	4,003,608	100.00

項 目	2024年度	2023年度
国債	6,889	5,488

項 目	2024年度	2023年度
投資信託	3,154	2,116
うち、インターネットによる販売	1,145	655

項 目	区 分	2024年度	2023年度
送金・振込	各地へ向けた分	481,675	450,381
	各地から受けた分	883,053	829,052
代金取立	各地へ向けた分	－	2
	各地から受けた分	－	3
合 計	各地へ向けた分	481,675	450,383
	各地から受けた分	883,053	829,055

有価証券に関する指標

ろうきんでは、預金でお預かりした資金を、主として住宅ローンや自動車ローンなどの貸出金としてご利用いただき、勤労者のお借入ニーズに応じていますが、資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく資産査定を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

残高に関する情報

商品有価証券の種類別の平均残高

商品有価証券はありません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目		計	期間の定めなし				
			期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2024年度	40,647	－	－	－	11,489	29,158
	2023年度	44,714	－	2,003	－	5,588	37,122
地方債	2024年度	2,838	－	－	－	2,369	468
	2023年度	3,029	－	－	－	2,508	520
短期社債	2024年度	－	－	－	－	－	－
	2023年度	－	－	－	－	－	－
社債	2024年度	59,817	－	1,494	18,453	22,358	17,511
	2023年度	58,621	－	1,099	14,834	23,051	19,635
貸付信託	2024年度	－	－	－	－	－	－
	2023年度	－	－	－	－	－	－
投資信託	2024年度	10,121	10,121	－	－	－	－
	2023年度	10,859	10,859	－	－	－	－
株式	2024年度	3,663	3,663	－	－	－	－
	2023年度	3,679	3,679	－	－	－	－
外国証券	2024年度	4,809	－	447	1,850	1,924	587
	2023年度	4,727	－	601	1,717	1,824	583
その他証券	2024年度	－	－	－	－	－	－
	2023年度	－	－	－	－	－	－
合 計	2024年度	121,897	13,784	1,941	20,303	38,141	47,726
	2023年度	125,631	14,539	3,704	16,552	32,973	57,862

有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度		2023年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	47,177	37.68	47,520	39.71
地方債	3,042	2.43	2,001	1.67
短期社債	－	－	－	－
社債	61,597	49.20	57,184	47.79
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	7,546	6.02	7,433	6.21
株式	2,260	1.80	1,780	1.48
外国証券	3,558	2.84	3,721	3.11
その他証券	－	－	－	－
合 計	125,182	100.00	119,642	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

預証率

(単位：%)

項 目	2024年度	2023年度
預証率 (期末値)	14.80	15.19
預証率 (期中平均値)	15.05	14.47

■ 時価に関する情報

□ 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

当金庫では、2024年3月末及び2025年3月末においては、売買目的の有価証券は保有していません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	項 目	2024年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－
	小 計	－	－	－	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	900	837	△62	300	278	△21
	小 計	900	837	△62	300	278	△21
合 計		900	837	△62	300	278	△21

- (注) 1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、5. に記載しています。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	項 目	2024年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,549	2,339	1,210	3,523	1,874	1,649
	債券	1,004	1,000	3	13,205	12,988	217
	国債	504	500	3	6,500	6,317	183
	地方債	－	－	－	1,813	1,801	12
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	500	500	0	4,891	4,868	22
	その他	10,446	6,947	3,498	12,751	8,489	4,262
	小 計	15,000	10,287	4,712	29,481	23,351	6,129
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	90	103	△13	131	148	△16
	債券	102,298	111,941	△9,642	93,159	98,178	△5,019
	国債	40,142	46,647	△6,504	38,213	41,742	△3,528
	地方債	2,838	3,046	△207	1,215	1,240	△25
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	59,317	62,248	△2,930	53,730	55,195	△1,465
	その他	3,584	3,857	△272	2,535	2,626	△90
	小 計	105,973	115,903	△9,929	95,826	100,953	△5,126
合 計		120,974	126,190	△5,216	125,308	124,305	1,003

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2023年度
子会社株式	－	－
関連法人等株式	－	－
非上場株式	23	23
労働金庫連合会出資金	5,900	5,900
合 計	5,923	5,923

(注) 表中の労働金庫連合会出資金は貸借対照表の「その他資産」科目に計上しています。

☐ 金銭の信託の時価情報

当金庫では、2024年3月末及び2025年3月末においては、金銭の信託は保有していません。

☐ 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫は、一定の範囲で選択権付債券売買取引を行うことがあります。

なお、2024年3月末及び2025年3月末においては、金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等に該当する取引の取り扱いはありません。